

6月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月17日（金）午前10時00分～10時30分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
委員 伊藤 多美恵、内山 信行、河崎 貫一郎、村田 信男、
落合 直巳、阿部 利男、関谷 利彦、正司 浩幸、
田中 修、富永 茂巳、大草 知子・・・（12人）
4. 欠席委員 上田 直樹、村田 高子、岡田 保子、磯部 恵子、
河村 守浩、野村 文雄・・・（6人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明申請について
議案第5号 事業計画変更承認申請について
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の審査について
議案第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
第3 報告事項
報告第1号 農地使用目的変更届について
報告第2号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議長： 定刻となりましたので、6月の定例総会を開会します。
このたび、法改正により、農地取得時の下限面積要件が廃止されることになりました。今後、農地の細分化が進み、生業としての農業が成り立ちにくくなるのではないかと、また、農地の流動化も進み、農家以外の者が農地を購入することも増えてくるのではないかと思います。これに伴い、農業委員会の負荷も増えるのではないかと危惧しています。
それでは、事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は12人です。
欠席の6名の委員からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第8号までの付議事項21件及び報告事項2件です。以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中12人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
二俣瀬地区の落合委員、厚南地区の田中委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。

ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： 議案第1号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページ、上から1番目と2番目、旧市地区の議案、8番と9番の2件について説明します。

9番について、旧市地区の現地確認の際に事前着工を確認したことから、口頭による注意を行い、始末書を提出させています。内容は、農地法の認識不足から、事前着工したこと、今後は農地法その他関係法令の手続きを遵守する旨が記載されています。

いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 始末書を読み上げてください。

事務局： 本日は始末書を持参していませんが、山口県の事務処理要領に基づき、事務局で確認していることを申し添えます。

議 長： 分かりました。
旧地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、8番、9番は許可します。
次に農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は2ページ、上から1番目と2番目の旧市地区の議案、47番と48番の2件について説明します。

いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議 長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。
47番のテニスは営利目的ですか。趣味ですか。

事務局： このバウンドテニスは3メートル×10メートルの広さのテニスは場です。
地域の高齢者の健康増進と憩いの場としての活用を目的に設置するということでした。

議 長： 分かりました。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、47番、48番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページ、上から3番目から5番目までの東岐波地区の議案、49番から51番の3件について説明します。

いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議 長： 東岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、49番、50番、51番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの一番下の西岐波地区の議案、52番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の本件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、52番は許可します。
次に、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は3ページ、訂正表のとおり、13番は取り下げとなりました。楠地区の議案14番について説明します。

本件について事前質問はありませんでした。申請内容は議案書に記載のとおりです。事務局で申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、14番は許可します。
次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は4ページと5ページ、25番から31番までの7件あります。
いずれの議案も事前の質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第5号、事業計画変更承認申請について上程します。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は、6ページ、受付番号2番です。
本件について事前質問はありませんでした。当初令和4年5月31日までの事業完了を予定していたものの、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響を受け、設備の部品の納入が大幅に遅延していることから、工期を変更し事業を継続するために所要の手続きを行うものです。

議 長： この業者は中国製を使うのですか。

事 務 局： はい。中国製の部品を使用されると聞いています。

議 長： 中国製の部品については、いろいろと問題が出ているようです。
本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第6号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は7ページから18ページ、9ページの内訳表及び15ページの小野地区の審査表に修正があります。

本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による、利用権の設定及び所有権移転の審査となります。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、西岐波、厚南、厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 次に、議案第7号、農用地利用配分計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、19ページから20ページです。該当農地の貸付先への配分について意見を求められています。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、「意見なし」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： それでは、本件については、「意見なし」とします。
次に、議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第8号について説明します。
議案書21ページから29ページにかけて、昨年6月総会において承認をいただいた令和3年度の活動目標について、その成果を報告するものです。

なお、詳細につきまして、各地区の協議会において既に説明していますので、本日は要点を絞って説明します。

また、訂正表でお示ししている通り、各地区協議会で訂正した箇所に加えて、計3か所ほど数値の修正がありますので、誠に申し訳ありませんが確認いただければと思います。

それでは説明します。

具体的な数値として、まず、議案書22ページを御覧ください。

「担い手への農地の利用集積・集約化」として、担い手への集積目標面積を、600haと定めていたところ、実績は599haと、概ね目標を達成することができました。

続きまして議案書23ページを御覧ください。

「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」として、新規参入に関する目標を、新規参入者1経営体、面積1haと定めていたところ、実績は新たに4経営体、面積4haと、新規参入者数・面積ともに目標を達成することができました。

続きまして議案書24ページを御覧ください。

「遊休農地に関する措置に関する評価」として、遊休農地の目標解消面積を、5haと定めていたところ、実績は4.8ha解消と、こちらも概ね目標を達成することができました。

その他、各項目における活動内容や許可事務件数等をお示ししており、令和3年度の活動におきましては、各委員さんの御協力により、項目すべてにおいて概ね目標を達成することができました。

また、この結果を受けて、令和4年度の目標につきましては5月の総会において承認いただいているところです。

議案第8号令和3年度の活動目標の点検・評価の説明は以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第8号は原案どおり承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は30ページです。農地法施行規則第29条に該当する転用について、旧市地区及び二俣瀬地区に所在する農地所有者から届出がありました。いずれも、田を畑にするための届出です。

次に、報告第2号、議案書は31ページです。

この度、法務局から東岐波地区の農地について照会があり、東岐波地区の委員と事務局で確認し、別紙のとおり回答を行った旨の報告です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これら報告事項であり了解いただきたいと思います。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程を連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。
これを持ちまして、6月定例総会を閉会します。

(10:30終了)